

加 監 公 表 第 1 5 号

平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日

加古川市監査委員 中西 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

## 監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員措置請求（平成 2 6 年 1 0 月 2 0 日付受理）について、同条第 4 項の規定に基づき監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 記

請 求 人

(氏名省略)

## 1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成26年10月27日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成26年10月20日付でこれを受理することに決定した。

## 2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

なお、請求人より、平成26年11月7日付で一部請求の取り下げが行われたため、請求の対象事項から削除した。

### ①請求の対象事項

加古川市議会政務活動費 平成25年度分 出張調査研修報告書

・平成25年7月19日付 新政会 佐藤守

出張に伴う経費 108,600円

・平成26年4月1日付 自由民主党加古川市議団 田中隆男 岩城光彦

出張に伴う旅費 251,540円

### ②請求する措置内容

出張調査研修報告書には復命事項（所見及び感想）欄は6行分の罫線が引かれている。視察や研修の報告を記入するには適当ではないため、別紙で詳細な報告を添付することが望ましく、多くはその様式で提出されている。

しかし、この2件についての報告は極めて貧粗であり、視察や研修の内容がわかる水準ではなく、報告書としては不十分であると言わざるを得ない。また、当日配布された資料を添付することで、報告に代えることは適切ではない。

視察や研修の内容が十分にわかる報告書が記されていることが、経費負担の必要条件と考えられることからこれらの支出は不適切である。

よって、監査委員は厳正なる監査を行い、加古川市長に対し、上記該当議員の違法不当な利得部分について市に返還させるなど、加古川市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める。

### 3 監査の実施

加古川市職員措置請求書及び提出された事実を証する書面を基に検討し、平成26年11月7日に請求人の陳述及び関係する議会事務局職員の関係人事情聴取を行い、監査を行った。

なお、本請求の対象事項のうち、新政会の佐藤守議員（以下「佐藤議員」という。）の出張に伴う経費は平成25年7月16日に支払われているが、加古川市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に基づく閲覧請求が、平成25年11月15日付で可能となっているため、当該日を本請求に係る起算日とし、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項の規定により監査対象事項とした。

### 4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 中西 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

### 5 監査委員の除斥

監査委員のうち森田俊和監査委員及び木谷万里監査委員は、平成26年10月27日の監査委員協議において、法第199条の2の規定により除斥とした。

### 6 監査の結果

#### （結論）

請求人は、平成25年度の政務活動費で支出された佐藤議員並びに自由民主党加古川市議団の田中隆男前議員及び岩城光彦前議員（以下「田中議員及び岩城議員」という。）の2件の出張に要した経費に係る出張調査研修報告書における報告は、極めて貧粗であり、視察や研修の内容がわかる水準ではなく、報告書としては不十分であると言わざるを得ない。また、当日配布された資料を添付することで、報告に代えることは適切ではなく、視察や研修の内容が十分にわかる報告書を記載されていることが、経費負担の必要条件と考えられることから、これらの支出は不適切であると主張している。

そこで、請求人が主張する不適切な支出の原因となった報告書の内容について、違法

又は不当であるか否かについて検討した結果、違法又は不当であるとはいえず、請求人の主張には理由はないと判断した。

その理由は次のとおりである。

(理 由)

佐藤議員が平成25年7月16日から同月17日まで参加したセミナーに伴う経費として研修費108,600円が支出されているが、当該セミナーに係る平成25年7月19日付の出張調査研修報告書においては、復命事項は別紙のとおりとし、添付文書にて報告内容が記載され、資料がさらに別で添付されている。

次に、田中議員及び岩城議員が平成26年3月26日から同月28日まで参加したセミナーに伴う経費として研修費251,540円が支出されているが、当該セミナーに係る田中議員及び岩城議員の平成26年4月1日付の出張調査研修報告書においては、復命事項が5行にわたり記載されており、資料は別で添付されている。

政務活動費の交付に関しては、法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定され、さらに、同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

また、判例では、平成24年の法改正により政務調査費が政務活動費として改められる前の政務調査費の制度について、「議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の使途の透明性を確保しようとしたものである。もっとも、これらの規定は、政務調査費の使途の透明性を確保するための手段として、条例の定めるところにより政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することのみを定めており、地方自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例の定めによだねることとしている。」（最高裁平成22年4月

12日判決)とされている。

また、法改正前の政務調査費の支出の適合性については、判例において「調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断については議員の良識に委ねられ、支出主体である会派あるいは議員の裁量が認められるものと解することができる。しかし、政務調査費の財源は、市民の経済的負担に依拠しているものであるから、政務調査費として無制約の支出が認められているものではなく、仙台市においては、条例5条において使途基準の定めを規則に委任し、同委任を受けた仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則2条で使途基準が定められており(中略)この使途基準に適合する支出であることが必要であり、適合性が是認できない場合には、不当利得を構成することになる。」(仙台高裁平成19年12月19日判決)とされている。これは、法改正により改められた政務活動費においても基本的には変わっていないと考えられる。

これらに基づき加古川市における政務活動費についてみると、条例及び加古川市議会政務活動費の交付に関する規則の規定に基づき交付されており、加古川市議会において定めた政務活動費の手引き(以下「手引き」という。)及び加古川市議会政務活動費経理要領(以下「経理要領」という。)により、政務活動費の使途基準及び運用指針等(以下「使途基準等」という。)が示され、使途基準を明確にするために具体的な例示がされている。

また、経理要領第3項第4号においては、「調査研究費及び研修費における旅費を執行した者は、速やかに出張調査研修報告書(様式第3号)を作成し、会派の代表者を経て(議員は除く)、議長に報告しなければならない。」と規定され、様式第3号として出張調査研修報告書が定められている。この出張調査研修報告書の記載内容については、「調査報告書の記載内容は、飽くまでも、当該会派ひいては当該議員の自主性に任せるべきであり、そのため、当該会派ないし当該議員の市政に対する知識が不十分となった場合には、それが市議会等の審議に反映することとなり、市民からの信頼を失い、ひいては、選挙による審判により議員の身分を失うことになる。その意味で、調査報告書の内容は、いわば政治責任の範疇に属するものと解すべきである。」(札幌高裁平成19年2月9日判決)とされていることから、会派及び議員の自主性に任せられた出張調査研修報告書は、会派内部に留めて利用され、その内容は政治責任の範疇に属するものであり、政務活動費の使途基準等を定める経理要領及び手引きにあつては、当該政務活動

費の支出が使途基準等に適合するか否かを判断できる記載を求めているものと考えられる。

そこで、本件2件の出張調査研修報告書を見てみると、当該出張調査研修報告書は経理要領に定められた様式に復命事項が記載されており、経理要領及び手引きに沿った出張調査研修報告書となっている。

したがって、本件2件の出張に係る政務活動費の支出は、違法又は不当であるとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないと認め、結論のとおり判断した。